

寒川町小児の医療費の助成に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略) (用語の定義)</p>	<p>第1条 (略) (用語の定義)</p>
<p>第2条 (略) 2 (略)</p>	<p>第2条 (略) 2 (略)</p>
<p>3 この条例において「幼児等」とは、満1歳に達する日の属する月の翌月の初日から満12歳に達する日以後の最初の3月の末日までにある者をいう。</p>	<p>3 この条例において「幼児等」とは、満1歳に達する日の属する月の翌月の初日から満15歳に達する日以後の最初の3月の末日までにある者をいう。</p>
<p>4～7 (略) (対象者)</p>	<p>4～7 (略) (対象者)</p>
<p>第3条 (略) 2 (略)</p>	<p>第3条 (略) 2 (略)</p>
<p>3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びにその者の扶養親族等でない児童(18歳に満たない者をいう。)で当該小児を養育している者の当該所得があつた年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるものは、対象としない。</p>	<p>3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びにその者の扶養親族等でない児童(18歳に満たない者をいう。)で当該小児を養育している者の当該所得があつた年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるものは、対象としない。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 幼児等を養育している者 当該養育している幼児等が満1歳から満12歳までのそれぞれの年齢に達する日の翌日の属する年の前年(当該年齢に達する日の翌日が1月1日から6月30日までの間にある場合には、前々年)の所得</p>	<p>(2) 幼児等を養育している者 当該養育している幼児等が満1歳から満15歳までのそれぞれの年齢に達する日の翌日の属する年の前年(当該年齢に達する日の翌日が1月1日から6月30日までの間にある場合には、前々年)の所得</p>
<p>第4条・第5条 (略) (医療証の交付)</p>	<p>第4条・第5条 (略) (医療証の交付)</p>
<p>第6条 乳幼児_____の医療費の助成を受けようとする対象者は、町長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の助成を受ける資格を</p>	<p>第6条 乳児又は幼児等の医療費の助成を受けようとする対象者は、町長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の助成を受ける資格を</p>

証する医療証の交付を受けなければならぬ。

～略～

証する医療証の交付を受けなければならぬ。

～略～

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町小児の医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、施行日以後に受ける医療に関する給付から適用し、同日前に受けた医療に関する給付については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例の施行に伴い新たに助成の対象となる者の医療証の交付申請手続は、施行日前においても、新条例第6条の規定の例により行うことができる。